

令和7年度 公園施設長寿命化対策事業 公園施設健全度調査業務委託  
特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、伊那市（以下「発注者」という。）が発注する令和7年度 公園施設長寿命化対策事業 公園施設健全度調査業務委託（以下「業務」という。）に関して作業手法及び成果品等の仕様を明記するものである。業務の遂行にあたっては長野県建設部の定める設計業務共通仕様書（以下「県設計共仕」という。）及び本特記仕様書の他、これに付随する関係基準図書等に準拠して行うものとする。

(業務目的)

第2条 本業務は、伊那市が管理している都市公園の公園施設について、健全度調査により調査対象施設全体の状況と共に、より詳しく構造材や消耗材の劣化や損傷の状況を確認するため実施し、後の判定や計画の基礎情報を整理するものとする。

(業務対象地等)

第3条 本業務の対象地及び対象公園は、別紙1に示すとおりである。

(実施要領)

第4条 本業務を実施するにあたっては、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】」(令和7年3月 国土交通省都市局 公園緑地・景観課)、都市公園安全・安心対策に関する調査・計画—公園施設長寿命化計画と公園再生計画—標準業務報酬積算ガイドライン(令和7年6月 一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会)を参考にして実施するものとする。

(業務期間)

第5条 本業務の履行期間は契約締結の翌日から令和8年3月19日までとする。

(管理技術者及び照査技術者)

第6条 管理技術者は、県設計共仕 3-1-7に規定する技術士の部門は建設部門、RCCMの部門は造園とする。同等の能力と経験を有する技術者とは公園施設製品安全管理士または公園施設点検管理士とする。

照査技術者を配置する。

なお、管理技術者と照査技術者は兼任することはできない。

(業務内容)

第7条 本業務における内容は、健全度調査とする。調査の方法は、現地での目視及び触診による施設調査を基本として、以下の分類に該当する施設（別紙2）について実施する。

- ① 遊戯施設
- ② 休養施設
- ③ 管理施設

ただし擁壁、橋梁・木橋、建築物は除く。

また、調査票を作成し、調査結果を取りまとめる。

(貸与資料)

第8条 本業務の実施にあたり、次の資料を貸与する。受注者は、貸与品等の引き渡しを受けたときは、引き渡しの日から7日以内に、発注者に借用書を提出しなければならない。

- (1) 令和2年度伊那市公園施設長寿命化計画策定調査（防災・安全）成果品
- (2) 5公園台帳
- (3) 本業務の遂行にあたり、発注者が必要と認める資料

(身分証明書)

第9条 受注者は業務の遂行にあたり身分証明書が必要な場合、発注者に身分証明書交付願を提出し、交付を受けるものとする。

(照査)

第10条 本業務における照査については、本特記仕様書第6条に定めた照査技術者が適切な時期に実施するものとする。

(打合せ)

第11条 本業務における打合せは、業務着手時1回、中間1回、成果品納入時1回の計3回とする。

(取り扱いデータ)

第12条 本業務の成果データについては、発注者の使用するパソコン及びアプリケーションソフトで閲覧又は修正できるものを基本とする。これによらない場合は、発注者と協議して決定するものとする。

(成果品)

第13条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 公園施設健全度調査票（A4版）3部

(2) その他発注者が必要とする資料 1式

(3) 上記(1)～(2)の電子データ(CD-R等) 1式

(瑕疵)

第14条 完了検査終了後において成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示により、受注者はその責任において速やかに修正を行うものとする。

(その他)

第15条 その他、本特記仕様書に定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議するものとする。